

公用車の運用の見直しについて

社会保障・税一体改革において国民負担をお願いする中、政府としても自ら身を切る改革を実施し、一層の効率化及び経費削減に努め、国民に対して身を律する姿勢を示す必要がある。その取組の一環として、公用車の運用の見直しを次のとおり行う。

- 1 内閣に置かれる機関及び各省（以下「各府省」という。）において公用車による自宅等への継続的な送迎（以下「送迎」という。）を提供するのは、役職級による一律の基準ではなく、職務の重要度及び緊急度を中心に判断し、次に掲げる者たちその送迎の必要性が合理的かつ妥当な者に限るものとする。
 - ① 政務三役等、内閣に置かれる機関（内閣府及び復興庁を除く。）の特別職の職員及び各府省の事務次官等
 - ② 所管業務に関する速やかな判断を常時求められる上位の幹部職員
 - ③ 危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関する業務を担当する幹部職員
 - ④ 災害その他の緊急の事態が発生した場合に官房等において当該機関全体に係る業務継続を担当する幹部職員
 - ⑤ 警護の観点から送迎が特に必要と認められる職員
 - ⑥ 身体的状況その他のやむを得ない理由により送迎が特に必要と認められる職員
- 2 上記以外の幹部職員については、送迎を提供しないものとする。
- 3 各府省において送迎を提供する者の数は、その送迎の必要性について不斷の見直しを行い、送迎のうち送りを抑制する等のより簡素な運用を検討し、必要最小限のものとする。
- 4 各府省の公用車は、原則として日中に特定の者の専属とせず当該機関の職員間の共用に供する等の運用により、配車の効率化を図るものとする。

～ 備 考 ～

- (1) 「公用車」とは、専ら人の移動に使用することを目的として行政機関が保有する運転手付の車両をいう。
- (2) 「政務三役等」とは、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官をいう。
- (3) 「各府省の事務次官等」とは、内閣法制次長、事務次官、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官をいう。
- (4) 「上位の幹部職員」とは、特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）別表第 1 若しくは一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第 11 指定職俸給表 4 号俸以上の適用を受ける者又は任期付職員等でその職務と責任がこれに相当する者をいう。
(例：特別職の委員、本府省の官房長・局長・統括官、外局の長官)
- (5) 「幹部職員」とは、特別職の職員の給与に関する法律別表第 1 若しくは一般職の職員の給与に関する法律別表第 11 指定職俸給表の適用を受ける者又は任期付職員等でその職務と責任がこれに相当する者をいう。
(例：特別職の委員、本府省の官房長・局長・統括官・部長・次長・審議官、外局の長官)